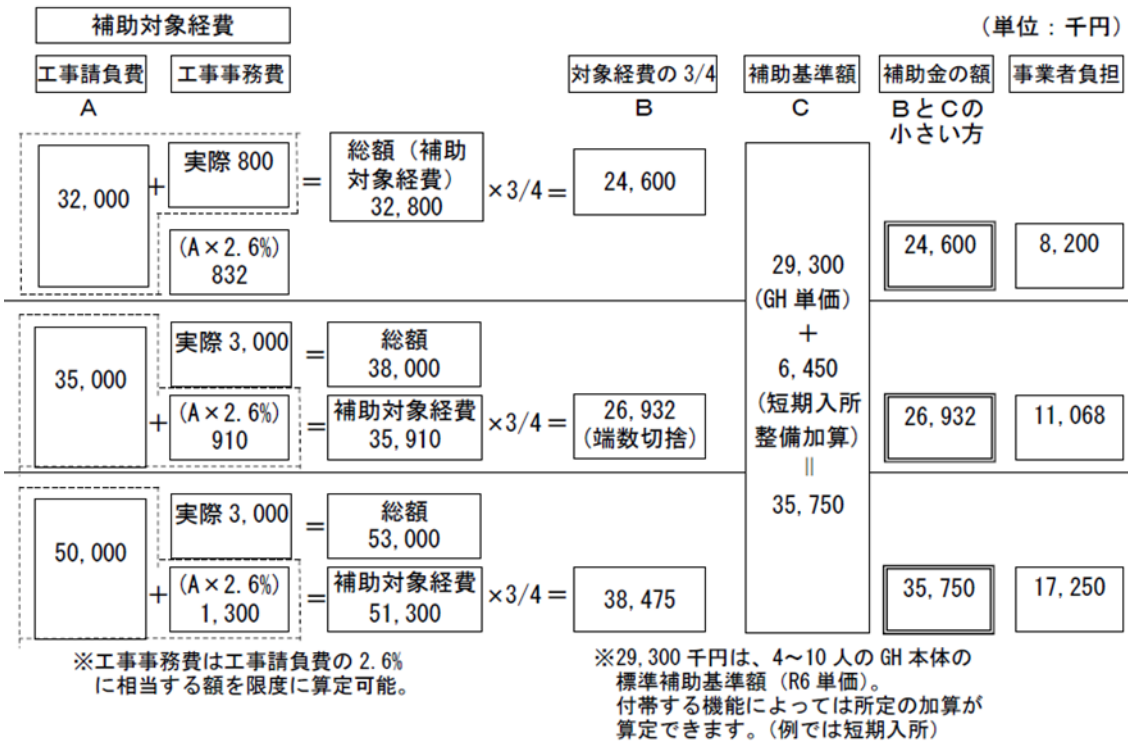


施設整備補助金(交付金)の考え方

※ 県及び国の予算の範囲内で補助事業を採択するため、実際の補助金額(交付決定額)は、下記により算出した金額よりも低くなる場合があります。

1 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金

(1) グループホーム(定員2名の短期入所を合わせて整備)を新築(創設)する場合の例



(2) 国庫補助基準額の例

※あくまで令和6年度改正単価案です。今後、単価改正が行われる場合があります。

① 創設の例

- ア 就労継続支援事業所(利用定員40人)の創設及び就労・訓練設備の整備
 → R6年度補助基準額: 本体 124,400千円 + 就労・訓練事業等整備加算 47,600千円
 = 172,000千円
- イ 共同生活援助事業所(定員4~10人)の創設、相談支援事業所及び避難スペースの整備
 → R6年度補助基準額: 本体 29,300千円 + 就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算 10,600千円 + 避難スペース整備加算 41,400千円 = 81,300千円

② 大規模修繕等

- ア グループホームの改修: 300千円以上 10,000千円以内
 ※賃貸物件の改修整備も対象
 ※グループホームにスプリンクラーを整備する場合は、見積額と合見積額のいずれか低い方の額と②のスプリンクラー設備工事費の基準単価にスプリンクラー設置対象面積を乗じて得た額とを比べて低い額が基準額
- イ スプリンクラー設備工事費

	1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上の平屋建
基準単価案(1 m ² 当たり)	21,800円	41,400円

※消火ポンプユニット設置が必要な場合: 1施設当たり 3,090,000円加算

※補助対象となる面積は、施設を所管する消防署に相談いただき、スプリンクラーヘッドの設置が必要と認められた箇所面積としています。

2 次世代育成支援対策施設整備交付金

(1) 児童発達支援センター(避難スペースを合わせて整備)を新築(創設)する場合の例

補助対象経費		(単位：千円)				
工事請負費	工事事務費	対象経費の1/2	補助基準額	補助金額	事業者負担	
A		B	C			
50,000	実際 1,000 (A×2.6%) 1,300	総額(補助対象経費) 51,000 $\times 1/2 =$ 25,500	82,971 (本体) + 27,631 (避難スペース整備加算) = 110,602	(国補助金) BとCの少ない方 + (県補助金) 国補助金の1/2 38,250	12,750	
70,000	実際 2,000 (A×2.6%) 1,820	総額 72,000 補助対象経費 71,820 $\times 1/2 =$ 35,910		53,865	18,135	
220,000	実際 6,000 (A×2.6%) 5,720	総額 226,000 補助対象経費 225,720 $\times 1/2 =$ 112,860		165,903	60,097	

※工事事務費は工事請負費の2.6%に相当する額を限度に算定可能。

※82,971千円は、児童発達センター21~40人の本体交付基礎点数×1,000円で算出(R6改正案)。付帯する機能によって所定の加算が算定できます。(例では避難スペース)補助金額は国補助金と県補助金の合計となる。

(2) 国庫補助基準額の例

※あくまで令和6年度改正単価案です。今後、単価改正が行われる場合があります。

① 創設の例

ア 放課後等デイサービス(定員10人)の創設、障がい児相談支援事業所及び避難スペースの整備
 → R6年度補助基準額: 本体 41,213千円 + 障がい児相談支援整備加算 7,156千円
 + 避難スペース整備加算 27,631千円 = 76,000千円

② 大規模修繕等

ア 児童発達支援センターの改修: 300千円以上 5000千円未満

※賃貸物件の改修整備も対象

イ スプリンクラー設備工事費

※障がい児入所施設(当該施設に併設する短期入所事業所を含む。)の場合

	1,000㎡未満	1,000㎡以上の平屋建
基準点数案(1㎡当たり)	16,000円	32,000円

※消火ポンプユニット設置が必要な場合: 1施設当たり 2,398,000円加算

※補助対象となる面積は、施設を所管する消防署に相談いただき、スプリンクラーヘッドの設置が必要と認められた箇所の面積としています。

3 障がい福祉サービス事業と障がい児通所支援事業等の多機能型事業所について

障がい福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)と、障がい児通所支援事業等(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)との多機能型事業所については、それぞれの制度において補助を行うことになります。

多機能型事業所の補助基準単価及び交付基礎点数と、対象経費の実支出額の算出にあたっては、令和5年8月22日こ成事第418号こども家庭庁成育局参事官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金及び社会福祉施設等施設整備費補助金における障がい福祉サービス事業と障がい児通所支援事業等との多機能型事業所の交付額の算定方法について」に基づき行ってください。